



第 289 号



- 女性部だより 「小学生向け体験型工場見学会」を開催
- 青年部だより 青年部・研修委員会 新体制でスタート
- 労働安全衛生法改正 平成26年中から28年6月まで順次施行
- 最高裁判所で初の判例 産廃処理施設周辺住民に原告適格



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 東京エコリサイクル 若洲工場 第2バース 第1バース

2011年度優良集運業者（積替え保管を除く）
中間処理業
産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-C0012

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者 ありあけこうぎょう 検索 http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO., LTD. 136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919 IS 533201/JIS Q 27001 BSI ISO 14001 JAS MS ECOP420214 JAB CX21

TAKATOSHI

次世代に贈る未来のために…
高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- ISO39001 (認証取得: 2014年3月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- 平成25年度省エネ大賞中小企業庁長官賞受賞
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開

安心
迅速
確実
安全

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内

2011年度 中間処理業
収集運搬業 (積替え保管を含む)
産廃エキスパート 認定番号 2-11-C0001
認定番号 2-11-B0063

省エネ大賞
東京臨海
エコ・プラント

[女性部だより]

「小学生向け体験型工場見学会」を アンカーネットワークサービスにて開催

2

最高裁で初の判例

～産廃処理施設周辺住民に原告適格

5

[青年部だより]

青年部・研修委員会 新体制でスタート

～未経験のメンバーを中心に、新たな企画への取り組みに挑戦～

6

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

8

委員会報告 (建設廃棄物委員会、安全衛生推進委員会、医療廃棄物委員会、青年部、収集運搬委員会、法制度検討委員会) … 12

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part82 … 15

講師余談・古代史散歩 … 16

協会の主な今後の日程 … 18

よろず相談 (法律・再委託の罪が成立する場合) … 19

事務局だより・編集後記 … 24

表紙の言葉 … 14



女性部だより



「小学生向け体験型工場見学会」を アンカーネットワークサービスにて開催



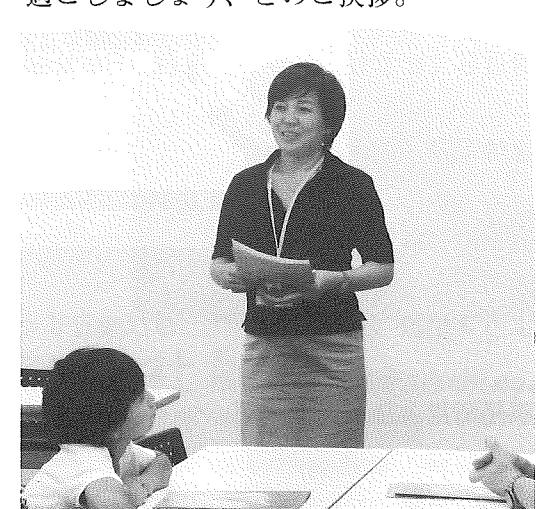
修了証書を手に記念写真

平成26年8月20日(水)、女性部では今年度の環境教育の取り組みとして“今から間に合う夏休みの自由研究に！”と題してパソコンのリユースラインの見学と携帯電話解体作業を体験する「小学生向け体験型工場見学会」を開催しました。

開催場所は、株式会社アンカーネットワークサービスの新木場エコラインステーション。当日は12時30分に新木場駅集合。今回ご参加いただいた11名の小学生と保護者の方々が、有明興業株式会社のご厚意による送迎バスに乗り込み、みんな胸をワクワクさせて元気に会場へと向かいました。



女性部山下副部長のあいさつ



会議室にて、先ずは山下智栄子副部長より女性部のご紹介と、ケガなく楽しく過ごしましょう、とのご挨拶。

続いてご協力いただいたアンカーネットワークサービスの取締役営業本部長赤峰旭氏から、ごあいさつと動画により会社概要をご紹介いただきました。



赤峰取締役営業本部長のあいさつ

アンカーネットワークサービスでは、会社などで使わなくなったOA機器（主にパソコン）を引き取り、Microsoft Authorized Refurbisher プログラムに沿って再び使えるようにする等、リユース・リサイクルの仕事を通じて、長年地球環境の保全に取り組んでいらっしゃいます。

企業では通常たった4年で買い替えてしまうパソコンについて、赤峰氏が子供たち一人一人に質問しながら、リユース・リサイクルの解説とリサイクルのメリット等をおもしろおかしくお話くださいました。

いよいよパソコンリユースラインの見学です。参加者は二列に並んでセキュリ

ティー管理がしっかりとされている広い工場に出発。リユース・リサイクルの対象製品等をご紹介いただきながら、5分間位自由に見学した後、情報処理をしている所に集まり、情報漏洩防止の解説をしていただきました。その後パソコンを綺麗に掃除している所や、最後に一瞬でエアーパッキングされる様子を見学させていただきました。あちらこちらから社員の方々の元気の良い挨拶が聞かれ、明るい雰囲気のとても楽しい工場見学でした。

会議室に戻り休憩の後、赤峰氏より携帯電話についてのお話がありました。どんな機能があるのか、どうして携帯電話は聞こえるのか、など子供たちに問い合わせ、みんな元気に答えてくれて、赤峰氏からとても分かりやすい説明をしていただきました。



解体実演

使用済みの携帯電話を2,000台集めると、約25gの金が回収され、価格になると、なんと約10万円にもなることをお話をいただくと、みんな目を丸くして「早く解体したい！金が獲りたい！」と大興奮でした。

まずは携帯電話を解体するために、工具の取扱いや注意事項をご説明いただき、解体実演をしてくださる赤峰氏を囲んで、みんな真剣にお話を聞きました。その後子供たちは1台ずつ使用済み携帯電話を手渡され、待ちに待った携帯電話の解体作業が始まりました。



エコトモ事業部の大庭氏のご指導で

保護者の方々や女性部のスタッフに手伝っていただきながら、工具を上手に使い、ネジを外し、筐体カバーを外し、男の子は元気に、女の子は丁寧に、ドンドン解体していきました。中身が見えてくるとみんな目がキラキラ輝き、「これが



真剣に解体する子供たち

カメラ？これが金？」と、時の経つのも忘れ、携帯電話を見事バラバラに解体しました。



親子で共同作業

ケガもなく順調に作業を終え、資源を種類別にビニール袋に分けて、用意されたシートに貼りつけ、文字通りの『携帯電話解体新書』が完成した瞬間は、みんな笑顔が溢れました。

最後に子供たち一人一人に修了証書と記念品を贈呈し、全員で記念写真を撮影しました。



終了証書授与

今回は女性部で2回目となる親子体验型見学会でしたが、充実した内容で、子供も大人も大満足の楽しい一日でした。

ご協力いただきました株式会社アンカーネットワークサービスの皆様には、心より感謝申し上げます。

(株)リーテム 陶山純子 記)

最高裁で初の判例～産廃処理施設周辺住民に原告適格

産業廃棄物の最終処分場について、周辺住民が設置許可の取消等を求める訴えをおこす資格（原告適格）を有するかが争われた裁判で、最高裁第3小法廷（岡部喜代子裁判長）は7月29日、「環境影響調査の対象地域の住民は、健康又は生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められるから、訴える資格がある」との初めての判断を示した。この判決は、産廃処分場を巡るほかの紛争にも影響を与えることになりそうだ。

問題の施設は、宮崎県都城市高城町に設置された埋立容量47万m³の管理型最終処分場で、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処理等を目的とする株式会社が平成15年11月に宮崎県から許可を受け、平成17年に設置した

（平成22年に更新許可）。埋立の対象とされているのは、産業廃棄物の燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチに限る。）廃プラスチック類、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、コンクリートくず、鉱さい、がれき類、ばいじん等と、特別管理産業廃棄物の廃石綿等である。

この裁判は、高城町に居住する住民らが、この施設に対する産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可及び更新許可の無効確認及び取消しを求めて提訴していたもの。1審及び2審ではいずれも「処分場からの有害物質の大気中の飛散や汚染水の流出の有無及び程度は明らかでない上、それによって被害が生じ得るとしても具体的な証拠がない」として住民らに原告適格を認めず、訴えを却下していた。

今回の最高裁判決では「産業廃棄物の最終処分場の周辺地域に居住する住民のうち、処分場から有害な物質が排出され

た場合に、これに起因する大気や土壤の汚染、水質汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該施設の許可等の取消し及び無効確認を求める原告適格を有する」とした。

訴えを起こした住民13名のうち12名は、この処分場の中心地点から約1.8kmの範囲内に居住しており、環境影響評価（アセスメント）において調査の対象とされた地域に含まれるとして原告適格を認め、1、2審判決を取消し、審理を1審（宮崎地裁）に差し戻した。一方、処分場から20km以上離れた地域に居住する原告住民1名については上告を棄却した。

この判決により、産廃処分場だけでなく、アセスの対象となる大規模建設事業等に係る訴訟にも影響を与える可能性があると、新聞各紙は伝えている。

<参考>

『日本経済新聞』7月30日朝刊、『産経新聞』7月30日、他

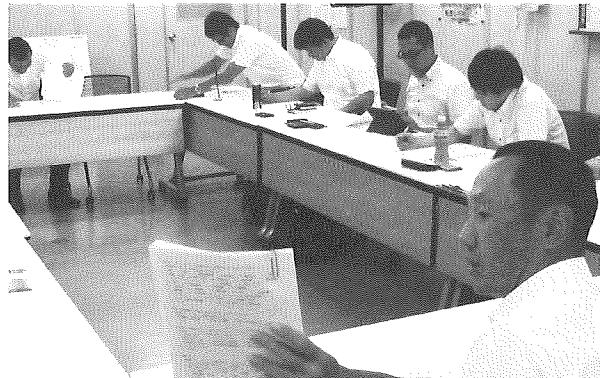
『平成24年（行ヒ）第267号 許可処分無効確認及び許可取消義務付け、更新許可取消請求事件』裁判所ウェブページ／最高裁判所判例集より

青年部・研修委員会 新体制でスタート

～未経験のメンバーを中心に、新たな企画への取り組みに挑戦～

1. 新メンバーでの研修企画

5月23日の青年部総会で、有吉部長から相川部長にバトンタッチされ、その後7月の幹事会で青年部の組織も刷新されました。その中で、今後の研修事業の企画と運営を担当する研修委員会の人事が決定しました。委員長に(株)ハチオウの森、副委員長に(株)



森委員長（手前）を中心に熱心に討議

委員長、副委員長ともに全員が、研修委員会のスタッフを務めるのが初めてであり、青年部に加入して間もない面々なので従来のような企画、

運営ができるのか、当事者としての不安を抱えていますが、早速、部員アンケートの結果分析や先輩方の意見を踏まえて、今後の研修事業の企画に知恵を絞り、意見交換をしているところです。

相川部長の現状認識と方針としては、近年、研修会への参加者が固定される傾向があり、特に幹事中心の参加となっているので、今後は参加率の向上を目指し、特に、未参加者に配慮した企画・運営に取り組みます。また、有料でも部員にとって魅力のある企画立案と、会員が参加できない場合は代理参加（部下や同僚など）を呼びかけること等を検討することとなりました。

2. 直近2年の参加状況

次頁の表は、直近2年間の青年部研修事業の参加状況です。6月の総会後の研修と賀詞交歓会前の研修への参加率が高くなっています。部員総数は徐々に増加傾向で、概ね50%前後の参加率です。

3. 参加率向上に向けた取組（部員アンケートと結果分析）

研修委員会の最初の仕事として、参加率向上の目的で「アンケート」を実施しました。部員がどのような研修を望み、参加できない理由などの意見を集め、各担当副委員長がその結果を踏まえ企画を立案することとしました。

アンケートの結果を少し報告します。アンケート内容は、部員の希望する研修内容についての調査を中心に選択式で8問設け、回答率は49%（部員総数65名中回答数32

平成24年度 研修事業参加状況

開催日	研修会名	部員総数	部員参加数	部員参加率	非部員参加数	総参加数
平成24年 6月 8日	青年部員所属会社紹介	59	36	61%	3	39
平成24年 9月21日	facebookのビジネス活用法について	59	28	47%	5	33
平成24年10月 4日	異業種交流会	59	20	34%	3	23
平成25年 2月 7日	BCP説明会	60	28	47%	3	31

平成25年度 研修事業参加状況

開催日	研修会名	部員総数	部員参加数	部員参加率	非部員参加数	総参加数
平成25年 6月 7日	青年部員所属会社紹介	61	29	48%	0	29
平成25年10月23日	廃棄物の運搬と処分の現場で何が起きているのか	62	27	44%	8	35
平成26年 1月28日	BCP勉強会	65	34	52%	5	39

名）でした。前年参加が0回の部員からの回答も9名と多く貴重な結果と受け止めています。

先ず、参加できない理由としては「日程が合わない」が最も多く、参加0回の方では9人中9人全員がこの理由でした。よって、今後の改善策として、研修予定の日程と大まかな内容を、年間計画として予め通知することを検討します。一方で「年間のスケジュールが前もってわかれば参加できる」と回答した方が参加0回の9人中3人にとどまっていることから、実際には日程だけの問題でもないようです。また「有料でも魅力的な企画は参加したい」と回答した方が24名（37%）と高い結果でした。青年部に求めることという設問では「同業の人脈・ネットワーク」29名（45%）が一番高く、次いで「業界情報」が25名（38%）でした。勉強会のテーマ・形態などの設問の回答トップ5は、「外部講師による勉強会」、「行政との研修・交流」、「優良会社のベンチマーク」、「会員施設の訪問」、「宮古島環境対策」、「遵法」の結果でした。

4. 今後の予定

11月14日(金) 16:00～17:00 業界情報に関する研修（及川副委員長）

1月23日(金) 研修（企画調整中）及び賀詞交歓会

5. さいごに

私自身50歳を目前に控える身ですが、委員長という重責を拝命し個人としても大切な機会を頂いたことに感謝しています。青年部は20年後、30年後の業界を担う方たちの集まりであると思いますので、青年部に参加した皆の人間関係が深く築かれ、個人の力量が向上し、そして業界の将来に夢を持ってもらえることを願って、青年部の裏方を努めていきたいと思います。

(株)ハチオウ 森 雅裕

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年6月から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「**労働安全衛生法の一部を改正する法律**」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{※1}による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施^{※2}が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{※3}があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務^{※4}となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要

- 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省会、指針で定める予定

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）をご活用ください！

- 「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kaq/ras_start.html
 - 使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、
化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

2

ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等^{*1}による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）^{*2}を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とする想定。

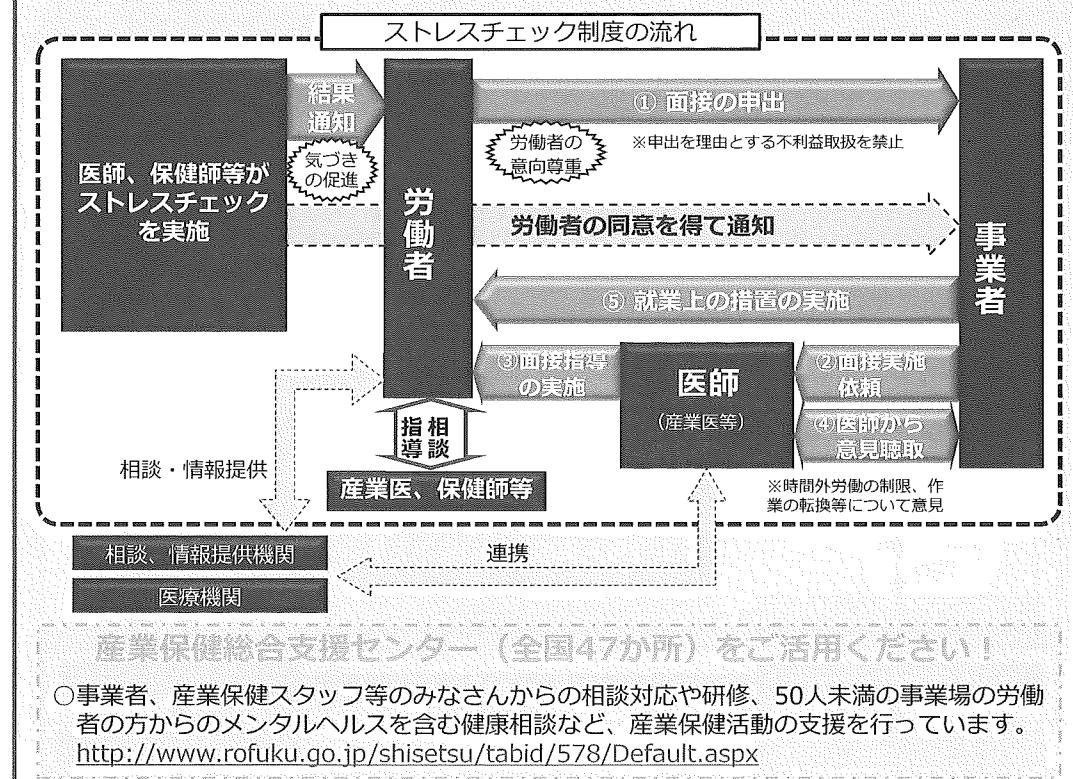
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

- 検査の結果、一定の要件^{※3}に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された煮なども含める予定。

- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※4を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



3

受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

- 中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1／2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigousya/kitsuenboushi/>

4

重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

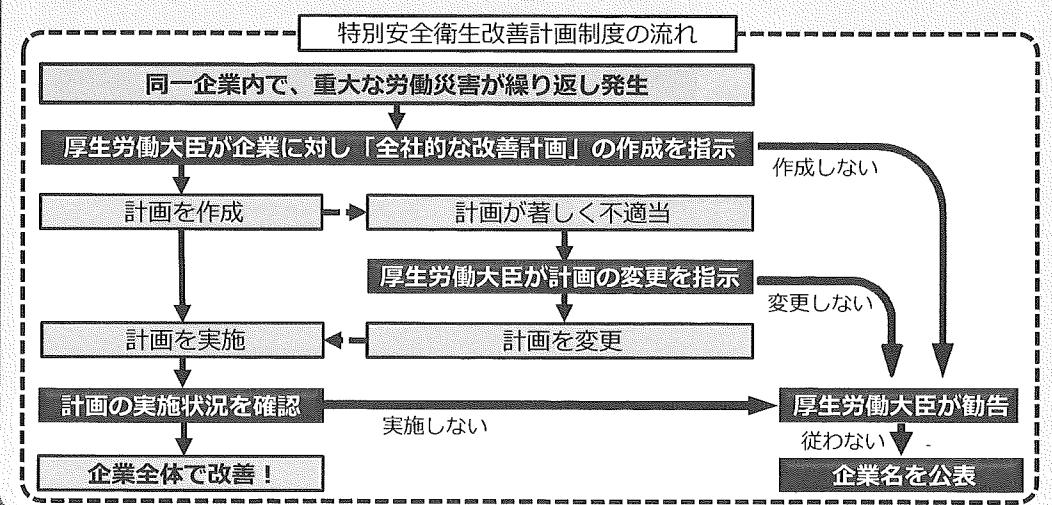
■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 重大な労働災害※¹を繰り返す企業※²に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。

※1 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。

※2 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

- 計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるようになります。



5

法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 規模の大きい工場等※で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

※ 届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行

機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出

見直し後

機械等の事前届出規制
廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出

6

電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

7

外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります

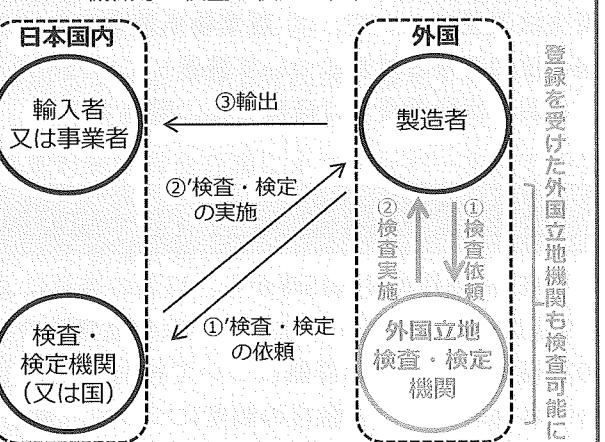
■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- ボイラなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

- 登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません※。

※ 労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要があります。

機械等の検査・検定の仕組み



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

委員会報告

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成26年8月5日(火)15時から、13名の委員により建設廃棄物委員会を開催した。

まず、伊藤副委員長が建設混合廃棄物分科会設置の趣旨及び概要について説明した。分科会のメンバーの選定方法等については、建設廃棄物委員から選出したメンバー8人で検討し決定することとした。

続いて、今年度の施設見学会について協議した。見学先は東京建設業協会より事前に希望施設としてあがっていた中から選定し、施設見学会後の勉強会については例年通り東京都へ講師を依頼することとした。本件については後日、10月30日(木)に、リファインバース(株)(千葉県)を見学することが決定した。

最後に関東地域協議会で実施した再生骨材に関する調査の集計結果等について確認し、会議は終了した。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成26年8月7日(木)15時から、7名の委員により開催した。

議題は①10月開催の安全衛生研修会のテーマ決定について、②ヒヤリハット事例集の今後の活用の仕方について討議した。また、伊藤委員長より「安全体感教育」についての案内があった。研修会については10月16日(木)に開催する。講師は東京労働局の成田産業安全専門官にお願いすることとし、研修内容に関しては、①労働安全衛生法改正について、②廃棄物処理業における実際の事故事例、③ヒヤリハット原因の法的考察と対策について講義していただく予定である。

なお、次回委員会は研修会後に開催する。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成26年8月20日(水)15時から、11名の委員により開催した。

9月22日(月)に開催する初めての医療廃棄物合同懇談会（東京都・神奈川県・静岡県の各協会）の内容の詳細について検討した。①各都県の部会・委員会の活動状況報告②各都県における独自の制度について（東京では「第三者評価制度」「医療廃棄物適正処理追跡管理システム」）の2つを主なテーマとし、時間が許す限り関心事についてフリートークを行う事とした。懇談会終了後には懇親会も行う。

東京都医師会から「不要になった水銀血圧計・水銀体温計自主回収事業」の周知協力依頼があり、協力する事が決定した。

青年部（相川部長）

平成26年8月21日(木)15時から、16名の幹事により幹事会を開催した。

まず、コミュニケーション委員会・研修委員会の各委員会が委員会報告を行い、研修委員会からは先月の幹事会後に実施したアンケート結果をもとに今後の研修会の企画運営案について説明があった。

続いて、今後の青年部の各行事について相川部長が概要説明及び参加者の確認を行い、今年度は11月の全国大会にあわせて施設見学会を開催することとなっており、施設見学先については中部圏の施設を見学先候補として進めることとした。全国大会での取組み報告については東京青年部としては4月のアースデイについての取組みを報告することが確認され、また、各個人企業としての取り組み報告については提出期限について幹事に通知するとともに提出を呼びかけ会議は終了した。

次回の幹事会は9月17日(水)に開催する。

収集運搬委員会（泉委員長）

平成26年8月22日(金)15時30分から、13名の委員により開催した。

まず、新入委員紹介で(株)都市環境エンジニアリングの新川研氏が自己紹介をした。

会合では、平成26年6月26日に行われた東京都環境局との異物混入に係る意見交換会（中間処理委員との合同の代表者が出席）について報告があった。異物混入対策は、中間処理委員会と合同で続けていくこととした。

情報共有として続けて行っている全産廃連の収集運搬部会の内容7月開催分について伝えた。

また、法制度委員会へ議題として提出している「再委託基準の緩和」について、意見を出し合った。

他、参考として都23区災害ごみ等処理対策検討会会議にオブザーバー出席した協会横手事務局長より内容の紹介があった。

次回は、平成26年10月7日(火)15時30分から開催する。

法制度検討委員会（篠原委員長）

平成26年8月28日(木)15時から、9名の委員とオブザーバー1名により開催した。

冒頭、委員長が、8月26日(火)に行われた適正処理懇談会で取り上げた『過積載と欠格要件について』、『再委託について』、『15条問題について』意見交換の結果を報告した。

議題は、第二期の検討テーマである『感染性廃棄物とコンプライアンスについて』、『円滑な再委託の推進について』それぞれ、各委員の意見をもとに討議した。

引き続き、『電子マニフェスト運用上の不都合点の改善』について検討に入った。まず、担当委員が資料を読み上げ、取り上げるテーマについて説明を行った。また、今後の議論を深める為、担当委員と事務局がJWセンターを訪問し、電子マニフェストの運用について話を伺い、次回の法制度検討委員会で結果を報告することとなった。

なお、次回の委員会は9月29日(月)15時から開催する。

表紙の言葉

●今月の写真：メガネモチノウオ(和名)

[学名：Cheilinus undulatus 英名：Humphead wrasse]

●撮影者：阿部 秀行氏 ●撮影地：パラオ・ブルーコーナー (水深：25m)

●撮影者コメント：インド太平洋の熱帯海域に広く分布する大型の海水魚です。ナポレオンフィッシュという別名でも知られています。オスの成魚は全長2mに達することもあり、ベラ科の最大種です。体はタイのように側扁し、体高が高く、吻が前方に突き出し、厚い唇と大きな口があります。目から口へ、さらに目の後ろにも眼径と同程度の太さの帶模様が走っています。

和名「メガネモチノウオ」は、目を通る黒いラインが眼鏡をかけているように見えることに由来しています。また「ナポレオンフィッシュ」は、老成個体の瘤状(りゅうじょう：こぶ)の額がナポoleonのかぶった軍帽に似ることに由来しています。同様に英名 "Humphead wrasse" も「頭が膨らんだベラ」という意味です。掲載の個体は、全長1.5mぐらいで優雅に澄み切ったブルーな海を泳いでいました。このナポレオンフィッシュは餌付けされており(現在は禁止) 人懐こく、ダイバーのすぐ横まで遊びに来てくれました。

身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part 32

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	走行中	車間距離が短く、前方の車に追突しそうになった。	運転中は車間距離を十分にとり、安全運転を励行する。
2	一般道路で	走行中	荷物を積んで走行中、シートを固定しているゴムが切れシートがはがれそうになり、荷物が落下しそうになった。	ゴムが切れていないかまめに確認するように心掛ける。
3	一般道路で	走行中	歩行者が赤信号を無視して横断してきたため接触しそうになり、急ブレーキを掛けた。	横断歩道帯に人がいる場合は、信号が青であってもスピードを落とすなど、歩行者の動向に注意する。
4	一般道路で	交差点で	早朝、駐車場を出発してひとつ目の交差点でバイクが信号無視したため接触しそうになった。	交差点を通過するときは「かもしれない運転」を心掛ける。
5	高速道路で	走行中	高速道路上で前車が道の真ん中に落ちている発煙筒に気づき、突然急ブレーキを踏み停車したため追突しそうになった。	車間距離を十分に取り、突然の出来事でも危険を避けられるような運転を心掛ける。
6	現場で	駐車をする時	車をバックで駐車し、降りたら思ったより車と壁の距離が近くヒヤリとした。	バックする時は徐行し、後方を確かめながら慎重に行うこと。
7	自社工場内で	作業中	手降ろし中に荷台から落ちそうになった。	足場を確保し、足元に十分注意を払いながら作業を行う。
8	駐車場内で	駐車場発進時	帰庫後、雨が降ると思い、ダンプの荷台を上げたまま退社した。次の朝そのまま5m位走ってしまい天井に接触しそうになっているのをミラーで気づいた。	エンジンをかける前に異常がないか、車体及び周辺をきちんと確認する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。



弥生墳丘墓から土器＝ヒトの広域ネットワークへ

以前、古代出雲地方の青銅祭器の大量埋納の謎に触れたが、現在では、大量埋納を機に出雲地方においては、西日本各地の弥生社会で伝統的に執行されてきた青銅器祭祀が終焉を迎えたとされている。同じころ、瀬戸内側の岡山地方においても、同じように青銅器祭祀が終焉を迎えたといわれている。

青銅器祭祀の終焉と弥生墳丘墓の出現

これらの地方では、その後紀元前後に青銅祭祀から首長靈祭祀に中心をおき、有力首長の権限の継承に重要な関心を寄せるようになり、その墳墓を立派なものにし巨大化する方向へと動き出した。漢の倭の奴国王の金印の授与された頃に、北部九州以外ではこうした動きがあったのだ。

そのため、山陰の出雲地方では「四隅突出型墳丘墓」が発達（代表例：島根県出雲市西谷3号墓）し、一方、岡山地方では、黒田官兵衛の高松城水攻めで知られる足守川流域において、不整円形の主丘部の南北に方形の張り出しがつく、直径約40m全長約80mという当時では例のない大規模な双方中円形の弥生墳丘墓が出現している。楯築（たてつき）遺跡である。

山陰経由の鉄器文化の普及 古墳（いわゆる前方後円墳）出現前夜のこの時期は、特に北部九州の勢力が強く、大陸や半島からの鉄の輸入ルートが大きく制約を受けていたと思われていた。しかし、半島から直接出雲などに北部九州の制約を受けずに鉄が搬入され、山陰・北陸ルートを通じて「鉄器」文化がかなり東方にまで及んでいたことが明らかになってきている。「鉄器」文化が及ぶことにより、次第に各地の青銅祭祀が消失する

準備が整っていたのだ。

たとえば、長野県北部の木島平村根塚遺跡では、木棺を納めた墓に副葬された有柄【つかのある】鉄劍（長さ72cm）が出土しているが、大変手の込んだ渦巻き飾りが造り出されており、高度な技術が用いられている。朝鮮半島東南部の伽耶（かや）地域で、長野など東日本側の好みに応じて製作された鉄劍である可能性が高いという。半島から出雲・北陸を通り、長野県北部に持ち込まれたと推定されており、このような交易のルートが存在したことは今では広く認められている。

葬礼による広域交流 また、日本で最初に青銅祭祀を取りやめたと考えられている出雲と吉備（岡山）地方とは大変深い関係にあり、出雲の大型四隅突出型墳丘墓である西谷3号墓には、吉備地方に特徴的な、岡山の楯築遺跡と同形式の特殊器台や特殊壺が立て並べられていたことが判明している。出雲地域の最有力首長＝オウが亡くなった際に執行された葬礼に、中部瀬戸内のオウ又はその使いが、葬礼に用いる大量の器物（しかも割れ物である）を携えて、はるばる中国山地を超えて参列したと推定されている。現在でもJRの特急で3時間半程度を要する（ただし、コースは異なる）道のりである。そんなに強い連携関係があったとは信じがたいほどだ。

ところが、出雲には、吉備だけではなく、最近では、北近畿や遠く北陸からも葬礼に参列していたと考えられており、葬礼を通じて各地域の首長層（オウ）同士が連携を図っていたことが分ってきていているのだ。なお、北陸地方には出雲・山陰とほぼ同じ形をした四隅突出型墳丘墓

が営まれており、墳丘に埋められた木棺の底には当時大変貴重であった朱が敷かれ、管玉の首飾りと短剣という出雲・西谷や吉備・楯築と同様の副葬品があるというように、かなり深い結びつきがあったのは間違いない。邪馬台国との時代の直前の時期に、こうした西日本各地の首長同士の連携に向けた動きが徐々に拡大していったと考えられている。

纏向遺跡の出現 樵築遺跡や西谷3号墓に続く段階では、まだ定型的な前方後円墳は成立をしていない。そのような時期に、奈良盆地の東南部の桜井市付近に「纏向遺跡」が出現してくる。奈良盆地には、東南部でも盆地中央寄りの田原本（たわらもと）町付近には紀元前後の時代に、当時を代表する大規模な環濠集落があり、「唐古・鍵遺跡」と呼ばれている。筆者は少年時代には、唐古・鍵遺跡こそ邪馬台国ではないかと考えたことがあったが、どうも時代が少し早すぎるとの専門家の話にがっかりした記憶がある。この長い間続いていた大規模集落が3世紀に入るころ急速に衰退し、それに代わるように、東の方にある三輪山の麓あたりに纏向遺跡（群）と呼ばれる大規模なムラが突如として出現したといわれている。しかも、「唐古・鍵遺跡」と「纏向遺跡」との関係性がほとんどないという不思議な出現の仕方なのだ。

「纏向遺跡」といえば、今では邪馬台国女王・卑弥呼の宮殿の跡でないかと騒がれている計画性のある大型建物跡が出てきたところだ。その「纏向遺跡」が出現する頃には、西日本各地の首長同士の葬礼を通じた物とヒトの交流・連携以上の、活発な広域的な交流があったということが次第に明らかになってきているという。考古学的には土器の分布・移動からヒトの移動・交流を推定していくことになる。土器は自分で歩いたりしないので、ヒトが土器を携えて移動し、ヒトの集団移動や交流により独特の様式や製法

からなる土器が遠方へと伝えられていく。土器＝ヒトの広域ネットワーク 「纏向遺跡」群から出土する土器は、近畿産だけでなく、東は東海や北陸の各地から、西は瀬戸内以西、北部九州あたりからかなりの量がもたらされており、特に伊勢湾沿岸のものが多いとされている。纏向のように、搬入土器や外来系土器が多数出てくる大きなムラには、ほかに北部九州の博多湾沿岸の福岡市・西新町遺跡、少し内陸に入った比恵・那珂遺跡群などの北部九州中核部がある。そこでは近畿や山陰に由来する土器が1～2割を占め、特にそうした土器が集中して出土する区域の存在が確認されている。また、奈良の纏向とは距離の近い、古代には大阪湾の奥に存在していた入江＝河内潟沿岸部にも搬入土器や外来系土器が多数出てくるムラが出現していた。

こうして、最大の核をなしていた奈良・纏向遺跡群、それに次ぐ北部九州の博多・比恵・那珂遺跡群、大阪湾沿岸部、さらには中国・四国の土器が集まる吉備、そして出雲などが結節点となり列島規模のネットワークが三世紀には形成されていたことが明らかとなっている。

卑弥呼・邪馬台国直前の時代の列島最大のネットワーク拠点は奈良・纏向や大阪湾沿岸部などの近畿であったことは、何を意味するのか？北部九州が最大拠点の座を失っていたことをどう理解したらよいか？さらに、最大拠点の纏向で最も多くの土器を出している濃尾地域から伊勢湾沿岸部をどのように考えたらよいか？はたまた、神話の世界で圧倒的な存在感を示す出雲の地位は？卑弥呼が近づくにつれ謎は深まる。

*『農耕社会の成立』石川日出志
(2010年岩波新書：日本古代史①)

*『弥生興亡 女王・卑弥呼の登場』
石野博信 (2010年文英堂)
(古川 芳久)

～協会の主な今後の日程～

(平成26年9月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
	4	木	政党要望ヒアリング	都議会議会棟
	8	月	中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 15:00~	協会会議室
	10	水	広報委員会 10:00~ 常任理事会 13:30~/第13回理事会 14:30~	協会会議室
	11	木	女性部 「関東地域協議会女性部会」部会長会議 13:00~	協会会議室
9	17	水	青年部 幹事会 15:00~	協会会議室
	18	木	女性部 施設見学会	
	22	月	医療廃棄物委員会「医療廃棄物合同懇談会」(東京・神奈川・静岡協会) 14:00~	協会会議室
	24	水	中間処理委員会 15:00~	協会会議室
	26	金	関東地域協議会；建設廃棄物対策委員会 15:00~	協会会議室
	29	月	法制度検討委員会 15:00~	協会会議室
	3	金	多摩支部 施設見学研修会	
	4	土	↓	
	7	火	収集運搬委員会 15:30~	協会会議室
	8	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
	14	火	青年部・研修委員会 15:00~	協会会議室
10	15	水	全産廃連；第21回理事会	全産廃連会議室
	16	木	安全衛生研修会 13:30~ 安全衛生推進委員会 16:30~	エッサム神田ホール 〃
	24	金	平成26年度国内外処理施設見学研修会 (国内)	
	25	土	↓	
	28	火	総務委員会 14:00~/常任理事会 15:00~	協会会議室
	30	木	建設廃棄物委員会 「建設廃棄物・三者施設見学研修会」	
	7	金	「第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会」 13:30~/交流会 18:00~	ホテルメトロポリタン 盛岡ニューウイング
11	12	水	常任理事会 13:30~/第14回理事会 14:30~	協会会議室
	13	木	中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 15:00~	協会会議室
	18	火	主催・全産廃連 「産業廃棄物処理実務者研修会」 (当協会：協力機関)	東京会場・ベルサール西新宿
	25	火	新入会員と協会役員との懇談会 11:00~/常任理事会 13:30~	協会会議室
	28	金	第53回関東地域協議会	千葉県



弁護士
芝田麻里

法律相談

再委託の罪が成立する場合
下請業者に委託する場合と、従業員に運搬させる場合とどう違う？

Q 私（甲）は家屋の解体や廃棄物の収集運搬を行っている業者です。当社に出入りしている業者（乙）に、当社が請け負った家屋の解体と解体廃棄物の運搬を行わせました。その業者に対しては、当社はガソリン代、交通費等の経費を前払いして負担して廃棄物の運搬をさせており、また、解体の現場でも監督にあたっていました。そのため、当社としては再委託を行った意識は全くありませんでした。私は、乙を当社の従業員と同様に考えていました。乙が当社の従業員には当たらぬとしても、ドライバーとしてアルバイトを雇うのと同様な感覚だったのです。

しかしながら、当社が行った行為は違法な再委託に当たるとの指摘を警察より受けました。

当社が行った行為は再委託にあたるのでしょうか。

乙に解体廃棄物を運搬させるのと、ドライバーとしてアルバイトを雇ってアルバイトに廃棄物を運搬させるのとどこが違うのでしょうか（Q. 1）。

仮に、乙を当社のドライバーとみることはできないとしても、当社は、発注者から家屋の解体を請け負い、乙を下請として乙に家屋の解体を委託したといえると思います。乙は、自ら解体を行い、自ら排出事業者となって解体廃棄物を運搬したのだから、再委託にはあたらないのではないでしょうか（Q. 2）。

<解説>

1 再委託とは？

(1) 民法上の原則（一般取引法の世界）

再委託とは、日本語の単純な意味としては、「自身が委託を受けた業務を他人に委託すること」を意味します。

日常生活にあてはめて考えてみた場合、再委託を行うことは信頼関係上の問題はあっても違法の問題は生じないとと思われます。

すなわち、誰かが何かの仕事を依頼する場合、依頼する人（依頼者）は、受託者の能力や人格等を信頼して仕事を委託するのが通常であって、受託者が委託された

仕事を自分で行わず第三者に委託する場合には、依頼者に対して、自分よりも仕事を行う上で適切な第三者がいること、その第三者に仕事を代わりに行ってもらうとの承諾を得て第三者に委託を行うのがマナーだといえます。実際に契約上も、そのように定められている場合が多いでしょう。ただし、民法上は、自分が委託を受けた業務を他人に委託することは、何ら禁じられていないのです。

(2) 処理法の世界

ア 再委託の禁止の原則

ところが、廃棄物処理法上は、再委託を行うことは禁止されています。すなわち、「産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。」(14条16項)と規定されており、自分が委託を受けた廃棄物の処理を自分以外の第三者に委託することは原則として禁止されています。

そして、これに違反した場合、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」という罰則が定められています(26条第1号)。「併科」というのは、懲役刑か罰金刑かのどちらか、ではなく「どちらも」という意味です。ですから、再委託の禁止に違反した場合、3年間の懲役刑と300万円以下の罰金両方を受ける可能性がある、ということになります。

イ 再委託ができる場合

もっとも、以下の①～③の要件を満たす場合には、例外的に再委託が許容されています(令6条の12)。

- ① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者(再受託者)の氏名又は名称及び当該委託が令第6条の2第1号又は第2号に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること
- ② 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている令第6条の2第4号イ～ホまでに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること
- ③ 令第6条の2第1、2、4、5号の規定の例によること

つまり、再委託を可能とするためには、①予め排出事業者から書面による承諾を受けること、②再委託先に対し廃棄物処理委託契約書に記載された事項が記載された書面を交付すること、③委託基準を遵守すること、が必要となります。

ウ 再委託禁止の趣旨と許容性

このように処理法において原則として再委託が禁止されるのは、再委託が行われることにより、廃棄物処理の責任の所在が不明確となり、不法投棄等の不適正処理が行われやすくなることを防ぐことがあるといわれています。また、再委託により処理を行う業者が不明確となれば、排出事業者責任の前提となる排出事業者による廃棄物の監督が不可能となるためです。つまり、不法投棄を含む不適正処理の防止と排出事業者責任の確保にその趣旨があるといえます。

一方、その趣旨が維持できる場合には、再委託を認めてよいということになります。そして、上記①～③の場合には、再委託を認めて再委託禁止の趣旨が守られると考えられたため、再委託禁止の例外が定められているといえます。

エ 東京都など行政の立場

上記の①～③の要件に加え、例えば東京都では、「収集運搬業者の車両が故障し自社のみでは運搬しきれない状況が生じた場合や、処分業者の施設が故障等によって受託した産業廃棄物を受入処分できない場合等、突発緊急的な事態」について再委託が許容されるという指導方針をとっています。

これは、法が再委託を原則的に禁止している趣旨を、適正処理の確保の視点から厳しく運用するものであるといえます。

もっとも、再委託の禁止の運用については、緩和の要請があることが指摘されており、オリンピックに向けた建設工事等の活発化に伴い、今後の動向が注目されます。

2 事例の解説

(1) Q. 1 従業員やアルバイトであるドライバーに廃棄物を運搬させると下請業者に運搬させるとでは何が違うか(下請と従業員・アルバイトとの違い)

ア 雇用契約と請負契約の違い

まず、甲は、乙を自社の従業員またはアルバイトと同様に考えられるとしていますが、「従業員またはアルバイト」と下請人である乙とは、法的に立場がまったく異なります。

すなわち、「従業員またはアルバイト」の場合、甲と乙との関係は、雇用契約(民法623条)に基づくものとなり、乙は、甲の指揮命令監督に服する関係にあります。ところが、乙が「従業員またはアルバイト」ではなく、独立の業者である場合、甲と乙との関係は、雇用契約ではなく請負契約(民法632条)に基づくものとなります。

請負契約の場合、乙は、甲とは異なる独立した業者であり独立した法的主体ですから、法律上、甲から「指揮命令監督」を受ける関係に立ちません。そし

て、請負業者（請負人）である乙（以下「請負人乙」といいます）は、自己の責任で請負業務を処理することとなり、請負業務について最終的に責任を負うのは請負業者ということになります。

これを再委託禁止の趣旨からみると、甲が自社の従業員やアルバイトに廃棄物の収集運搬を行わせている場合には、甲は、指揮命令監督権に基づいて適正な処理が行われるようコントロールすることができますが、請負人に行わせている場合には、甲は、請負人に対して指揮命令監督権がありませんから、廃棄物処理の適正なコントロールができないことになるのです。

そこで、乙が従業員等である場合には、乙に収集運搬を行わせることは何ら違法ではありませんが、乙が下請業者である場合には、甲のコントロールが及ばなくなり適正処理が担保できなくなるため、違法な「再委託」となるのです。

もっとも、甲と乙との関係は実質的に判断されており、たとえ「請負契約」という名のもとに契約が締結されていたとしても、甲乙間に実質的な指揮命令監督関係があれば、甲は乙の行為について使用者として責任を負うこととされています。そこで、乙に対して実質的に甲が指揮命令監督を行っていた場合には、乙は、甲の従業員と同視され、再委託には当たらないと判断される余地があります。

イ 本件の場合

これを本件についてみると、甲は、解体の現場でも乙に対して監督を行っていたのですが、解体廃棄物の収集運搬についてはどうだったのでしょうか。

解体の現場で乙に対して指揮監督を行っていたという場合、解体はまさしく甲の業務として行っていたことになるでしょう。

しかし、解体の現場では指揮監督を行っていたが、解体廃棄物の運搬については指揮命令監督を行っていなかったという場合には、まさしく「解体廃棄物の運搬を他の独立した業者である乙に行わせた」ということになり、法が禁じる再委託を行ったということになります。

ガソリン、交通費等の費用を誰が支払っていたか、ということも一つの判断要素であるとはいいますが、請負と雇用契約の最も重要な違いは「指揮命令監督関係」の有無であり、これを基準に請負契約か雇用契約かを判断することとなります。「指揮命令監督関係」の有無の判断要素としては、諾否の自由があったか、業務の内容及び遂行方法に対する具体的な指示があったか否か、勤務場所、勤務時間等について拘束があったか否か等によって判断されることになります。

これらの要素を総合的に判断した結果、解体廃棄物の収集運搬について乙が甲の指揮命令監督に服していたとするならば、乙の解体廃棄物の運搬は、甲の

従業員として行ったものと評価する余地がありますが、そうでない場合には、違法な再委託となると思われます。

- (2) Q. 2 乙に委託したのは家屋の解体であり、乙は、自ら排出事業者となって解体廃棄物を運搬したといえるか

ア 甲の主張

甲の主張は、以下のよう�습니다。

「甲は、乙に家屋の解体を委託したのであり、本件廃棄物は、乙が自ら行った解体工事から排出された廃棄物であり、乙は排出事業者に当たる。排出事業者である乙が自ら収集運搬を行うことは、排出事業者処理責任のもと、何ら違法はないのであるから、乙が解体廃棄物を運搬することは違法ではない。」

イ 平成22年改正にかかる廃棄物処理法21条の3

甲の主張は、以前であれば認められた可能性があります。

しかしながら、処理法の22年改正により上記のような主張は認められなくなりました。

すなわち、平成22年に以下のような改正が行われました。

第21条の3

- 1 土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてこの法律の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

つまり、発注者から解体工事を請け負った者である元請業者のみを排出事業者とし、下請業者については「排出事業者」として扱わないという規定です。これは、本件のように段階的に解体工事の下請が行われた場合において、解体工事を行った者をすべて排出者とし、再委託の禁止の規定が及ばないと再委託を禁止した趣旨が維持できなくなることから、元請業者のみを排出者として再委託禁止の趣旨を維持しようとしたものです。

ウ 本件

本件では、元請業者は甲であり、乙はあくまで下請業者ですから法21条の3第1項の規定により「排出事業者」となることはできません。

よって、「乙自身が排出事業者となることから、違法な再委託にはならない」という甲の主張は認められません。

事務局だより

国においては、災害廃棄物対策指針や災害廃棄物グランドデザインを踏まえ、地域単位（国の要綱案では、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）での災害廃棄物処理体制構築に向けた具体的な検討が始まりつつある。また、特別区においても、災害ごみ等処理対策検討会での議論が進捗中である。協会事務局では、こうした動きの情報収集に努めるとともに、今後の業界としての対応等を詰めていく必要がある。

環境省発表データでは、3年前の東日本大震災では、災害廃棄物が約2千万トン、津波堆積物が約1千万トン、合わせて約3千万トンが発生したとされている。このうち、広域処理にまわったのは可燃物が約1割、不燃混合物や魚網等が約5割となっている。

一方、発生が懸念される首都直下地震では、最大で災害廃棄物が約1億1千万トン、東日本大震災の約5倍に及ぶとしている。この量を処理するためには既存の処理施設活用を前提、関東ブロック内で焼却処理に3～4年、埋立処分に8～26年の年数を要するとしている。多量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅延を回避するためには、国土強靭化法や首都直下地震対策特別措置法（いずれも平成25年12月公布）の趣旨を踏まえ、廃棄物処理に係る災害発生時の対応を確実に行える施設整備の強靭化も急がれる。一
(横手)

編集後記

猛暑の時期は過ぎたようですが、高温高湿度傾向は相変わらずです。季節なりの清々しさ爽やかさが欲しいところです。今夏も集中豪雨で多くの人命が失われました。被災された方々へ慎んでお見舞い申し上げます。災害発生後、行政機関からは種々のコメントが出されていますが、治山治水は政の基本中の基本と教わっていましたが。

民間での機械設備による事故が絶えません。また、公共構造物の老朽化による事故も発生しています。これらは、維持管理に掛けるお金が不足していることによるとも分析されています。結局のところ、資金がないければ何も出来ないという構図から、脱却できないことが問題なのでしょうか。何事にも予兆がある筈です。その時点で、手を打

方ソフト面では、日本建設業連合会が東日本大震災時の復旧・復興支援業務の経験を踏まえ、復旧から復興への移行の前提となる災害廃棄物処理を迅速に実施するために必要な措置について、貴重な提言を行っているのでいくつか紹介する。①発災から処理業務発注までの期間の短縮化（県の発注業務では、最も早く契約をした処理区で発災から約半年後、最も遅く契約した処理区では発災から1年2ヶ月後）②概算内訳による早期契約（概算契約を早期に交わし、その後実績に合わせて実数清算）③契約時処理対象数量の推定精度の向上（災害廃棄物の量を精度よく効率的に推定できる原単位等の数値的データを整理・整備しておく）④業務の随意契約について（処理業務を年度ごとに分割発注する場合、効率的かつスムーズな業務推進の観点から次期工事は随意契約とする）⑤災害廃棄物の特殊性を考慮した（再委託・再々委託）規定の構築（東日本大震災時の特例措置は災害廃棄物の迅速な処理に大いに役立った。再委託の制度的な根拠を関係機関が事前に整理しておく）。当協会も現在、東京都と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を結んでいるが、本協定をさらに実行可能にするためにも、上記提案も十分踏まえながら準備をしておく必要がある。まずは、会員企業の協力の下、支援協力依頼や提供（支援）可能な人員、車輛、資機材等に係る図上訓練（情報連絡訓練）を本年度中に企画したい。

てるか、放置するかが分岐点となります。

近年の秋は日本固有の季節感が薄れてきたと盛んに言われています。しかし、昔の童謡にありましたら、小さい秋はそこかしこに見つけることができます。貴重な四季の変化を楽しむ心の余裕を持ちたいものです。

通年の中で協会活動がもっとも盛んになる時期です。協会ホームページでも逐一ご案内申し上げていますので、皆様の積極的な参加をお待ちしております。毎年、この時期に申し上げていますが、運動会、展示会など催しが多い時期でもございます。多方面へ興味をお持ちになるのも一考かと存じます。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2014 第289号

発行人 高橋俊美
企画・編集 员会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail: info@tosankyo.or.jp
印刷 印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このまでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないかでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私たち
地球温暖化防止に
全力で取り組みます